



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添6までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第5号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保医発0305第6号) (別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日保発0305第7号) (別添4)
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」(令和6年3月27日保医発0327第5号) (別添5)
- 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (令和6年3月5日保発0305第8号) (別添6)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令和6年3月5日保医発0305第4号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、(中略)濃縮 乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、(以下略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

- D023 微生物核酸同定·定量検査
 - (14) ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出
 - ア 「13」のヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に 算定できる。
 - イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」(平成 12 年 10 月 31 日保険発第 180 号)に即して行うこと。
 - ウ 上部消化管内視鏡検査の廃液を検体として本検査を実施した場合は、「D419」その他の検体採取の「1|胃液・十二指腸液採取(一連につき)は算定できない。

第11部 麻酔

第1節 麻酔料

- L008 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
 - (12) 麻酔の実施時間
 - ウ 複数の点数の区分に当たる麻酔が行われた場合は、以下のように算定する。
 - (二) (ハ)の場合において、各々の区分に係る麻酔が 30 分を超えない場合については、 それらの麻酔の実施時間を合計し、その中で実施時間の長い区分から順に加算を算 定する。なお、いずれの麻酔の実施時間も等しい場合には、その中で最も高い点数 の区分に係る加算を算定する。

- 例1 麻酔が困難な患者以外の患者に対し、次の麻酔を行った場合
 - ① 最初に仰臥位で10分間
 - ② 次に伏臥位で2時間30分間
 - ③ 最後に仰臥位で20分間
 - の計3時間の麻酔を行った場合

基本となる2時間に②の2時間を充当 9,0509,170点

②の残り 30 分の加算

900 点

仰臥位で行われた①と③を合計して30分の加算

600点

算定点数

10,55010,670点

- 例3 麻酔が困難な患者に対し、次の麻酔を行った場合
 - ① 最初に仰臥位で5分間
 - ② 次に側臥位で21分間
 - ③ 次に分離肺換気で1時間27分間
 - ④ 次に側臥位で30分間
 - ⑤ 最後に仰臥位で5分間
 - の計2時間28分の麻酔を行った場合

基本となる2時間に③の1時間27分+②と④の51分のうち33分

16,60016,720 点

②と④の残り 18 分+①と⑤の 10 分の合計 28 分の加算

660 点

算定点数 17,26017,380 点

- 例4 麻酔が困難な患者に対し、次の心臓手術の麻酔を行った場合
 - ① 最初に仰臥位で10分間
 - ② 次に心臓手術を人工心肺装置を使用せずに 45 分間
 - ③ 次に心臓手術を人工心肺装置を使用して2時間25分間
 - ④ 次に心臓手術を人工心肺装置を使用せずに1時間
 - ⑤ 最後に仰臥位で10分間
 - の計4時間30分の麻酔を行った場合

基本となる2時間に③の2時間を充当

16,60016,720 点

②+④で1時間45分となり、このうち30分×3の加算

2,700 点

③の残り 25 分間に④の残り 15 分間のうち 5 分間を加算

1,200 点

①+⑤の20分間に④の残り10分間を加算

600 点

算定点数

21, 10021, 220 点

調剤報酬点数表に関する事項

区分01 薬剤調製料

(5) 注射薬

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、(中略)濃縮乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、(中略)テゼペルマブ製剤及び、オゾラリズマブ製剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤及びノルアドレナリン製剤) に限る。

区分15の5 服薬情報等提供料

(1) 服薬情報等提供料は、保険薬局において調剤後も患者の服用薬や服薬状況に関する情報等を 把握し、患者若しくはその家族等又は保険医療機関に当該情報を提供することにより、医師の 処方設計及び患者の服薬の継続又は中断の判断の参考とする等、保険医療機関と保険薬局の連 携の下で医薬品の適正使用を推進することを目的とするものである。

別表 2

○ インスリン製剤、(中略) 濃縮乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、(以下略)

別表3

インスリン製剤

(中略)

濃縮乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤

(以下略)

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第4 経過措置等

表2 施設基準が改正された入院基本料等

超急性期脳卒中加算(<u>別添3の第3の1の(1)のイに該当する場合であって、</u>令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

表 4 施設基準等の名称が変更されたが、令和 6 年3 5 月 31 日において現に当該点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出が必要でないもの

入院基本料等加算の施設基準等

第4の4 看護職員夜間配置加算

- 4 看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準
 - (2) 急性期一般入院料2から56までのいずれかを算定する病棟であること。

第26の3 病棟薬剤業務実施加算

- 3 薬剤業務向上加算の施設基準
 - (2) 「免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修」とは、次に掲げる 体制を整備する保険医療機関が実施するものをいう。
 - オ 調剤、病棟薬剤業務、チーム医療、医薬品情報管理等を広く修得できる研修プログラム に基づき研修を実施していること。なお、研修プログラムを医療機関のウェブサイト等で 公開するとともに、定期的に研修の実施状況の評価及び研修プログラムの見直しを実施す る体制を有していること。

第26の10 地域医療体制確保加算

- 1 地域医療体制確保加算に関する施設基準
 - (5) (2)の救急医療に係る実績は、1月から12月4月から翌年3月までの1年間における実績とし、当該要件及び他の要件を満たしている場合は、翌年度の4月1日から翌々年の3月末日まで所定点数を算定できるものとする。

様式 14

急性期充実体制加算等の施設基準に係る届出書添付書類

(新規・8月報告)

1	届出に係る区分	(届出を行うものに	「✓」を記入すること。)
	田田にぶるピカ		

	□ 急性期充実体制加算 1	
	□ 急性期充実体制加算2	
	□ 小児・周産期・精神科充実体制加算	
П	口 精神科充実体制加算	

2. 許可病床数

許可病床数	床
-------	---

- 3. 急性期充実体制加算1及び2の施設基準
- ※□には、適合する場合「✓」を記入すること。
 - □ 急性期一般入院料1を算定する病棟を有する保険医療機関である。
 - □ 急性期一般入院料 1 を届け出ている病棟について、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 II を 用いて評価を行っている。

以下を満たしている。

急性期充実体制加算1:

□ アの(イ)及び、(ロ)から(ト)までのうち5つ以上を満たしている。

急性期充実体制加算2:

以下に年間件数又は許可病床 1 床あたりの年間件数※1を記入※2すること。

※1 ()の許可病床 1 床あたりの記載は、令和 6 年 3 月 31 日時点で急性期充実体制加算に係る届 1 手術等に係 出を行っている許可病床数 300 床未満の保険医療機関において記入すること。

□ 宇州寺に協

※2 基準に該当するとして届け出るもののみの記入で差し支えないこと。

	(イ)全身麻酔による手術(2,000件/年以上)(6.5件/年/床以上)	件/年 (許可病床 1 床あたり 件/年)
ア	うち、緊急手術 (350 件/年以上) (1.15 件/年/床以上)	件/年 (許可病床 1 床あたり 件/年) 病院において、「手術が緊急である」と 判定する仕組:

i				
	(口)悪性腫瘍手術		件/年	
	(400 件/年以上)	 (許可病床1床あたり	件/年)	
	(1.0件/年/床以上)	117 17	
	(ハ)腹腔鏡下手術又は	胸腔鏡	件/年	
	下手術(400 件/年以	上) (許可病床1床あたり	件/年)	
	(1.0件/年/床以上		IT / 1 /	
	(二)心臓カテーテル法	による	此 7年	
	手術(200 件/年以上)	件/年	
	(0.6件/年/床以上	(許可病床1床あたり	件/年)	
	(ホ)消化管内視鏡によ	る手術	W 7 / T	
	(600 件/年以上)		件/年	
	(1.5件/年/床以上	(許可病床1床あたり)	件/年)	
	(へ)化学療法		III . L	
	(1,000 件/年以上)	(-1	件/年	
	(3.0件/年/床以上	(許可病床1床あたり)	件/年)	
	(ト)心臓胸部大血管の	手術	W 1/5	
	(100 件/年以上)		件/年	
	(イ)異常分娩		W 7 C	
	(50 件/年以上)		件/年	
	(0.1件/年/床以上	(許可病床1床あたり) より	件/年)	
	イ (ロ)6歳未満の乳幼児	の手術	ル 7 左	
	(40 件/年以上)		件/年	
	(0.1件/年/床以上	(許可病床1床あたり)	件/年)	
	1のアの(へ)を満たしているものとして届出を行っている場合のみ記入すること。			
	□ 外来腫瘍化学療法診療料 1	の届出を行っている。		
2 外来化学療	□ 化学療法を実施した患者全	体(①)に占める、外来で化学療法を	実施した患者	
法の実施を推	(②) の割合(③) が6割以上	である。		
進する体制	① 化学療法を実施した実患者数 ()件/年			
	② うち、外来で化学療法を実施した実患者数 ()件/年			
	③ <u>①②</u> ÷ <u>②①</u> × 10 = ()割			
	ア 該当するものを記載するこ	٤.		
	□ 救命救急センター又は高	高度救命救急センターを設置している		
3 24 時間の救	口 救急搬送件数(2,000件	‡/年以上)(6.0件/年/床以上)		
急医療提供	件/	年(許可病床数1床あたり 件。	/年)	
	イ ・精神科医が速やかに診療	に対応できる体制 (口 自院 ・	□ 他院)	
	(他院の場合は当該保険医	療機関名を記載:)	
	(IDINOV SELECTION MEDICAL MEDICAL PROPERTY OF THE PROPERTY OF			

	・精神疾患診療体制加算2の算定件数又は救急搬送患者の入院3日以内におけ		
	る入院精神療法若しくは救命救急入院料の「注2」に規定する精神疾患診断		
	治療初回加算の算定件数の合計 (20 件/年以上)	件/年	
	ウ 口 救急時医療情報閲覧機能を有している		
	以下の入院料のうち、届け出ている入院料の病床数を記入すること。		
	□ 救命救急入院料	床	
	□ 特定集中治療室管理料	床	
4 高度急性期	□ ハイケアユニット入院医療管理料	床	
日 4 高度忌性期 日 医療の提供	□ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	床	
医療の提供	□ 小児特定集中治療室管理料	床	
	□ 新生児特定集中治療室管理料	床	
	□ 総合周産期特定集中治療室管理料	床	
	□ 新生児治療回復室入院医療管理料	床	
5 感染対策	□ 感染対策向上加算1の届出を行っている。		
6 24時間の画			
像診断及び検	(口有・口無)		
査体制			
7 薬剤師の当			
直体制を含め	/ D = D = N		
た 24 時間の	(口 有 · 口 無)		
調剤体制			
8 精神科リエ	□ 精神科リエゾンチーム加算の届出を行っている。		
ゾンチーム加	□ 認知症ケア加算1の届出を行っている。		
算等の届出	□ 認知症ケア加算2の届出を行っている。		
	ア 院内迅速対応チームの構成員(救急又は集中治療の経験を有し、所	定の研修を	
	修了した者の名前を記載すること。)		
	• 医師:		
	・専任の看護師:		
9 入院患者の	イ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の	対応状況に	
病状の急変の	関する改善の必要性等について提言するための責任者名:		
兆候を捉えて			
対応する体制	ウ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者に	対する対応	
	方法に係るマニュアルを整備し、職員に遵守させている。		
	エ 病状の急変の可能性がある入院患者及び病状が急変した入院患者の	 対応の改善	
	に関する委員会又は会議の開催日:		
	うち、イの責任者の出席日:		

	オ 院内講習の開催日(開催予定日)	:			
	1回目 月 日	2回目	月	日	
	ア 該当するものを記入すること。				
	口・初診に係る選定療養の報告を行	jって実費を徴収する こうかん こうかん こうかん かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	又している	0	
	・紹介割合の実績が 50%以上かっ	つ逆紹介割合の	実績が 30%	50以上	
	□ 紹介受診重点医療機関である。				
	イ 前年度1年間の初診・再診の患者	首数を記入するこ	٤٤.		
10 外来縮小体	① 初診の患者数		()	名
制	② 再診の患者数		()	名
	③ 紹介患者数		()	名
	④ 逆紹介患者数		()	名
	⑤ 救急患者数		()	名
	⑥ 紹介割合		()	%
	⑦ 逆紹介割合		()	‰
	□ 処置の休日加算1、時間外加算1	及び深夜加算	の届出を	行っている	る。
	□ 処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っていない。				
	・届出を行っていない理由:				
11 処置の休日 加算 1 等の届 出	・今後の届出予定について: □ 予定。□ 届出・「届出を行う見込みがない」場合、にもかかわらず、届出を行わない理由	を行う見込みが 「届出を行うこ	ない		されている
	・「届出を行う見込みがない」場合、 する体制に係る取り組み状況(見込み 対しどのように説明を行っているのか	*等も含む。)に	こついて、		
	以下のいずれも満たすこと。				
	□ 療養病棟入院基本料又は地域包括	5ケア病棟入院#	斗(地域包	括ケア入院	完医療管理
	料を含む。)の届出を行っていない	١,			
12 他の入院料	□ 以下の③の割合が9割以上である	らこと。			
の届出状況等	① 一般病棟の病床数の合計			()	床
	② 許可病床数の総数から精神症	棟入院基本料、	精神科救	急急性期間	医療入院
	料、精神科急性期治療病棟入院	铝料、精神科救急	急・合併症	入院料、『	見童・思春
	期精神科入院医療管理料、精神	申科地域包括ケブ	ア病棟入院	料及び地	或移行機能

Ī	1
	強化病棟入院料を除いた病床数
	() 床
	③ ① ÷ ② × 10 = ()割
	□ 同一建物内における特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又介護医療院を設
	置していない。
	□ 特定の保険薬局との間で不動産の賃貸借取引がない。
	以下のいずれも満たすこと。
	□ 一般病棟における平均在院日数が 14 日以内であること。
	()日 (小数点第一位まで)
13 退院に係る	□ 一般病棟の退棟患者(退院患者を含む)に占める、同一の保険医療機関の一般
状況等	病棟以外の病棟に転棟したものの割合が1割未満であること。 ()割
	ロ 以下のいずれかの届出を行っていること。
	│ □ 入退院支援加算1の届出を行っている。
	口 入退院支援加算2の届出を行っている。
	□ 敷地内禁煙
	│ │□ 敷地内禁煙を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示してい
	しています。 る。
	│ │ □ 敷地内に喫煙所を設けている場合は、以下の届出を行っている入院料にチェッ
	クすること。
14 禁煙の取扱	│ │ □ 精神病棟入院基本料、□ 緩和ケア病棟入院料、□ 精神科救急急性期医療入
い	□
	神療養病棟入院料、□ 精神科地域包括ケア病棟入院料、□ 地域移行機能強化病
	棟入院料
	│
	具体的な受動喫煙防止措置()
	該当するものにチェックすること。
	□ 日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている
1.C M → 1.ET/T	□ 上記に準じる評価を受けている ※具体的に受けている評価内容について、
15 外部評価 	記入すること。 ()
	□ 届出時において、評価を受けていないが、評価を受ける予定あり
	受審予定時期 (令和 年 月)
16 総合入院体	
制加算の届出	│□ 総合入院体制加算の届出を行っていない。 │

4. 小児・周産期・精神科充実体制加算及び精神科充実体制加算の施設基準 ※口には、適合する場合「✓」を記入すること。

1 異常分娩の件数	(小児・周産期・精神科充実体制加 □ 異常分娩の件数が 50 件/年以上である		を行う場合の∂ 件/年)	4)
2 6歳未満の乳幼児 の手術件数	(小児・周産期・精神科充実体制加 □ 6歳未満の乳幼児の手術件数が 40件/			み) 件/年)
3 精神病床	医療法第7条第2項第1号に規定する精神:)床
4 精神疾患患者に対する体制	□ 精神疾患を有する患者に対し、24 時間	対応できる	る体制を確保し	している。
	以下の入院料のうち、届け出ている入院料 当該病棟に入院している人数を記入するこ	•	届出時点の病	床数及び
	□ 精神病棟入院基本料	(床)(人)
5 精神疾患患者に係	□ 精神科救急急性期医療入院料	(床)(人)
る入院料の届出及び入	□ 精神科急性期治療病棟入院料	(床) (人)
院している人数	□ 精神科救急・合併症入院料	(床) (人)
	□ 児童・思春期精神科入院医療管理料	(床)(人)
	□ 精神科地域包括ケア病棟入院料	(床)(人)
	□ 地域移行機能強化病棟入院料	(床)(人)

〔記載上の注意〕

- 1 「3. 急性期充実体制加算1及び2の施設基準」の「3」のアを記入した場合には、24時間の救急体制を確保していることを証明する書類を添付すること。
- 2 「3. 急性期充実体制加算 1 及び 2 の施設基準」の「10」の「初診の患者数」「再診の患者数」「紹介患者数」「逆紹介患者数」「救急患者数」「紹介割合」「逆紹介割合」については区分番号「A 0 0 0 2 」が来診療料の「注 2 」及び「注 3 」に規定する算出方法を用いること。
- 3 各実績において「年間」とは、前年度4月1日~3月31日の期間を指す。
- 4 「4. 小児・周産期・精神科充実体制加算及び精神科充実体制加算の施設基準」の「4」については、精神疾患を有する患者に対し、24時間対応できる体制を確保していることを証明する書類を添付すること。
- 5 様式6を添付すること。
- 6 「1 手術等に係る実績」「2 外来化学療法の実施を推進する体制」について、院内への掲示物について、A4サイズに縮小し、添付すること。
- 7 手術等に係る実績のうち、許可病床数 300 床未満の保険医療機関の基準については、令和 6 年 3月31日において現に急性期充実体制加算の届出を行っている保険医療機関において、令和 8 年 5月31日までの間に限り適用されるものであること。
- 8 「2 外来化学療法の実施を推進する体制」の「外来で化学療法を実施した実患者数」とは、1 サイクル(クール、コースと同義。抗悪性腫瘍剤の投与と投与後の休薬期間を含む一連の期間を 指す)以上、外来で化学療法を実施した実患者数を指す。
- 9 「3 24 時間の救急医療提供」のウ「救急時医療情報閲覧機能を有している」については、令和 7年4月1日以降に届出を行う場合にのみ記入すること。

バイオ後続品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. バイオ後続品の使用を促進するための体制の整備

バイオ後続品の品
質、安全性、安定
供給体制等の情報
を入手・評価する
手順

2. バイオ医薬品の使用状況

直近1年の実績(年月~年月)	
直近1年間のバイオ医薬品の使用回数(バイオ後続品の適	
応のない患者に対して使用する先発バイオ医薬品は除	
<pre>< .) (①)</pre>	
施設基準通知の1の(3)のアに掲げるバイオ医薬品(バ	
イオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ	
医薬品は除く。) の規格単位数量(②)	
②のうち、バイオ後続品の規格単位数量(③)	
バイオ後続品の割合(④) (③/②) (%)	
施設基準通知の1の(3)のイに掲げるバイオ医薬品(バ	
イオ後続品の適応のない患者に対して使用する先発バイオ	
医薬品は除く。) の規格単位数量(⑤)	
② <u>⑤</u> のうち、バイオ後続品の規格単位数量(⑥)	
バイオ後続品の割合(⑦) (⑥/⑤) (%)	

[記載上の注意]

- 1 バイオ後続品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。
- 2 規格単位数量とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規定する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

第2 届出に関する手続き

6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理 番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであるこ と。

在宅患者訪問診療料 (I) の注 13 <u>(在宅患者訪問診療料 (II) の注 6 の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8</u>及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算 (在宅 D X) 第 号

第4 経過措置等

表1 新設された又は施設基準が創設された特掲診療料

在宅患者訪問診療料 (I) の注 13 <u>(在宅患者訪問診療料 (II) の注 6 の規定により準用する場合を含む。)、在宅がん医療総合診療料の注 8</u>及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 D X 情報活用加算

在宅時医学総合管理料の注 14 (施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合含む。) に規定する基準

表2 施設基準の改正された特掲診療料(届出が必要なもの)

外来腫瘍化学療法診療料1 (令和6年10月以降に引き続き算定する場合に限る。)

<u>在宅時医学総合管理料の注 14 (施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する</u>場合を含む。) に規定する基準 (令和 6 年 10 月以降に算定する場合に限る。)

小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算(令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」による改正前の診療報酬の算定方法別表第二「B000-4」に掲げる歯科疾患管理料の注10に規定するかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に係る届出を行っている保険医療機関において、令和7年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)

表3 施設基準の改正された特掲診療料(届出が必要でないもの) 血流予備量比コンピューター断層撮影

心臓MRI撮影加算

外来後発医薬品使用体制加算

表4 施設基準等の名称が変更されたが、令和6年35月31日において現に当該点数を算定していた保険医療機関及び保険薬局であれば新たに届出が必要でないもの

歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準	\rightarrow	歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準
遺伝学的検査の注に規定する基準	\rightarrow	遺伝学的検査の注1に規定する基準

特掲診療料の施設基準等

第36 心臓MRI撮影加算

- 1 心臓MRI撮影加算に関する施設基準
 - (2) 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 画像診断管理加算2、3又は4に関する施設基準を満たすこと。
 - イ 以下のいずれも満たすものであること。
 - (イ) 画像診断管理加算1に関する基準を満たすこと。
 - (ロ) 循環器疾患を専ら担当する常勤の医師(専ら循環器疾患の診療を担当した経験を 10 年以上有するもの)又は画像診断を専ら担当する常勤の医師(専ら画像診断を担当し た経験を 10 年以上有するもの)が合わせて 3 名以上配置されていること。
 - (ハ) 当該保険医療機関において実施される全ての核医学診断、CT撮影及びMRI撮影に ついて、画像診断管理加算1に関する施設基準の(2)に規定する医師の下に画像情報 の管理が行われていること。

第45の2 摂食嚥下機能回復体制加算

- 3 摂食嚥下機能回復体制加算3に関する施設基準
 - (3) 当該保険医療機関において中心静脈栄養を実施していた患者(療養病棟入院料1又は2を 算定する病棟の入院患者に限る。)のうち、嚥下機能評価を実施した上で嚥下リハビリテーション等を行い、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数の前年の実績が、2名以上であること。ただし、令和4年3月31日時点において療養病棟入院料1又は2を算定している病棟に入院している患者については、嚥下機能評価及び嚥下リハビリテーション等を実施していない場合であっても、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数を算入して差し支えない。

様式 11 の 6

在宅患者訪問診療料(I)の注13(在宅患者訪問診療料(II)の注6の規定により準用する場合を含む)、在宅がん医療総合診療料の 注8及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用 加算の施設基準に係る届出書添付書類

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

	施設基準	
1	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に 関する命令第1条に規定する電子情報処理組織の使 用による請求が実施されている	
2	健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認 (以下オンライン資格確認)を行う体制が整備され ている	
3	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの 活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び 活用できる体制が整備されている	
4	「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づ く電子処方箋により処方箋を発行できる体制が整備 されている	
	電子処方箋を未導入の場合の、導入予定時期	A T- / \
5	电」だり支き不等人の物口の、等人」だけ的	令和() 年 () 月
6	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより 取得される診療情報等を活用する体制が整備されて いる	年 ()
	国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより 取得される診療情報等を活用する体制が整備されて	年()月

[記載上の注意]

「4」については、令和7年3月31日までの間に限り、「6」については、令和7年9月30日までの間に限り、「8」については、令和7年5月31日までの間に限り、それぞれの基準を満たしているものとみなす。

「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

に係る施設基準の届出書添付書類

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

1 撮影に使用する機器について (使用する機器に〇印をつける) ・マルチスライスCT

(64列以上

<u>E</u>

16列以上64列未満)

· MR I

(3テスラ以上

- 1. 5テスラ以上3テスラ未満)
- 2 〇印をつけた機器の名称、型番、メーカー名等 (CTの場合は列数、MRIの場合はテスラ数を記載すること。)

(機種名)

(型 番)

(メーカー名)

(列数又はテスラ数)

3 専ら呼吸器内科又は呼吸器外科に従事し、呼吸器系疾患の診療の経験を5年以上有する常勤 の医師

診療科名	常勤医師の氏名	勤務時間	呼吸器疾患の診療の 経験年数
		時間	年

4 小児のMRI撮影及び画像診断に関して十分な知識と経験を有する常勤の医師

	時間	経験年数 年
	時間	年

5 小児の麻酔・鎮静に	 十分な知識と経験を有す。	 る常勤の	医師	
診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	小児麻酔の経験年数
			時間	事 年
			時間	第 年
6 画像診断を専ら担当	する常勤の医師			
診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	画像診断を専ら担当 した経験年数
			時間	年
			時間	年
			時間	年
7 循環器疾患を専ら担	当する常勤の医師			
診療科名	常勤医師の氏名		勤務時間	循環器疾患を専ら担 当した経験年数
			時間	年
			時間	年
			時間	年
8 画像診断管理加算の	施設基準への該当性の有領	#		
画像診断管	管理加算 1		有・	無
当該保険医療機関におい 医学診断、CT撮影及び 画像診断管理加算1に関 定する医師の下に画像情 る。	MRI撮影について、 する施設基準の(2)に規	いない	場合であって、冠	非該当 3 又は 4 の届出を行って 動脈 C T 撮影加算 <mark>又は心</mark> を行う場合に記載するこ
画像診断領	管理加算 2		有・	無
画像診断管	管理加算 3		有・	無
画像診断管	管理加算 4		有・	無
9 救命救急入院料の届	出の有無		有・	無
10 関係学会より認定さ	 れた年月日		平成 年	月 日
11 当該保険医療機関に 影体制	おける夜間及び休日の読		有・	無
12 当該保険医療機関に	おける、夜間及び休日を 新、CT撮影及びMRI 断管理の実施		有・	無

[記載上の注意]

1 届出に係る画像診断機器1台につき、本様式による添付書類をそれぞれ作成すること。

- 2 「2」については、機器ごとに記載すること。
- 3 「3」については、CT透視下気管支鏡検査加算を届け出る場合に記載すること。
- 4 「4」及び「5」については、小児鎮静下MRI撮影加算の届出を行う場合に記載すること。
- 5 「6」については、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の届出を行う場合(画像診断管理加算3又は4の届出を行っている場合を除く)に記載すること。その際、当該医師の専ら画像診断を担当した経験年数が10年未満の場合は、関係学会による研修修了の登録の有無が分かる書類の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。
- 6 「7」については、画像診断管理加算2、3又は4の届出を行っていない場合であって、冠動脈CT撮影加算又は心臓MRI撮影加算の届出を行う場合に記載すること。
- 7 頭部MRI撮影加算及び全身MRI撮影加算の届出を行う場合にあっては、関連学会の定める指針に基づいて、適切な被ばく線量管理を行っていること等を証明する書類を添付すること。
- 8 「8」については、冠動脈CT撮影加算、外傷全身CT加算、心臓MRI加算、乳房MRI加算、小児鎮静下MRI撮影加算、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算、肝エラストグラフィ加算及び乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)の届出を行う場合に記載すること。
- 9 「9」については、外傷全身CT加算の届出を行う場合に記載すること。
- 10 「10」については、乳房MRI撮影加算及び乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIによるもの)の届出を行う場合に記載すること。
- 11 「11」については、頭部MRI撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の届出を行う場合(画像診断管理加算3又は4の届出を行っている場合を除く)に記載すること。
- 12 「12」については、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の届出を行う場合(画像診断管理加算4の届出を行っている場合を除く)に記載すること。

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

		調剤基本料の区分	
	-	() 調剤基本料 1	
┃ ┃1 当該保	険薬局におけ	() 調剤基本料 2	
- コ版体 る調剤基本		()調剤基本料3-イ	
(いずれか		() 調剤基本料3-口	
	1207	()調剤基本料3-ハ	
		() 特別調剤基本料 A	
		地域支援体制加算の区分	 提出が必要な様式
2 当該保	険薬局におけ	() 地域支援体制加算 1	佐山か必安は惊巧
る地域支	爰体制加算の		## # 07 @ 0
区分等			様式87の3 (本様式)
(いずれか	v(CO)	() 地域支援体制加算 3	及び様式87の3の2
		() 地域支援体制加算 4	
14 14 + 1= 1+	生まってったまま		
		k準(対応している内容に☑すること)	
		供給拠点としての体制 (年 月現在)	
	情蓄品目数 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	品目
		っ地域の保険医療機関又は保険薬局(同一グルー	ブの □あり
		Z対して在庫状況の共有、医薬品の融通の実施	
		対料を供給できる体制	□あり
マスト エン 耳	莱 小売業者免討		,
		(免許証の番号を記載:) 7. 1 ° 7. 0. dru A
オー金	≧処万箋の受付回]数並びに主たる保険医療機関に係るものの回数』 期間: 年 月 ~ 年 月	ないその割合
	①処方箋の受付		
		機関の処方箋受付回数	
	③集中率(%)		%
力 後	後発医薬品の調剤	割合	%
キ当	1該保険薬局で取	り扱う医薬品に係る情報提供ができる体制	□あり
4 休日、夜	間を含む開局時	間外における調剤・相談応需体制	
アード			
7 17	1) /6) [4] [6]		
	LD	·메므라테니스크학 수학뿐정도사로구소기나비	
1 17	日、夜间を含む	`開局時間外の調剤・在宅業務に対応できる体制 	□あり
州のほ	R険薬局との連携	連携薬局名	
	ド 快来向との住所	連携する業務内容	
ウク		────────────────────────────────────	談応
需体			□ あり
		□ 薬剤師の携帯・自宅	ミ電話へ転送
		てある電話に応答で 日 留守録による応答後	後、速やかに折り返
きない	∖場台の体制(該	な当するものに☑) □ その他(□)	
-			含む 口周知している
•			•

	オ エの体制に係る地域での周知 (該当するものに☑)	□の方法	□ 地域の行政機関を通じて周□ 地域の薬剤師会等を通じて	
5 右	E宅医療を行うための関係者との連	携体制等0	 D対応	
	ア 診療所又は病院及び訪問看護	養ステーシ :	ョンとの円滑な連携	□あり
	イ 保健医療・福祉サービス担	当者との過	車携体制	□あり
	ウ 在宅患者に対する薬学的管理 (保険薬局当たり 24 回以上/年 (実績回数の期間: 年 リ			回
	(5のウの参考)			
			在宅患者緊急訪問薬剤管理指 算料(医療保険)の算定実績	□
	② 居宅療養管理指導費及 (介護保険)の算定実績	なび介護予防	防居宅療養管理指導費	回
	③ ①及び②について、在	E宅協力薬店	高として連携した場合の実績	回
	④ ①及び②について、同	等の業務を	を行った場合の実績	回
	エ 在宅患者に対する薬学的管 理指導が可能な体制整備	□在宅患者 □薬学的管	皆訪問薬剤管理指導の届出 皆訪問薬剤管理指導に必要な研修 管理指導計画書の様式の整備 皆訪問薬剤管理指導を行う薬局で ()	
6 尹	」 ≦療安全に関する取組の実施		,	
			M D A メディナビ)への登録 L)	登録証明書番号
		性情報、	安全性速報、医薬品・医療機	□あり
	ウ プレアボイド事例の把握・収	双集に関する	る取組の実施	□あり
	エ 副作用報告に係る手順書の作	作成と報告	実施体制	□あり
7 カ	いかりつけ薬剤師指導料等に係る届	出		□あり
8 管	理薬剤師			
	①氏名			
	②保険薬局勤務経験年数			年
	③週あたりの勤務時間			時間
(④当該薬局在籍年数	- ** ** ** *		年
9 導	薬局における薬学的管理指導に必	口定期的な	管理指導等に係る職員研修の計画 は外部の学術研修の受講 薬学等に関する団体等による研修	
	な体制及び機能の整備		医学薬学等に関する学会への定期	
10 薄	経局における薬学的管理指導に必要	な体制及で	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□あり
11 码	T修計画の作成、学会発表などの推	奨		□あり
12 患	る者のプライバシーに配慮した服薬 (パーテーション等で区切られた?			□あり
13 址	地域医療に関連する取組の実施			•
	ア 要指導医薬品及び一般用医薬	薬品の備蓄	・販売(基本的な48薬効群)	□あり
	イ 健康相談、生活習慣等に係る	る相談の実施		□あり

ウ	緊急避妊薬を備蓄し、相談・調剤対応する体制	□あり
エ	当該保険薬局が敷地内禁煙であること	□あり
オ	薬局等においてたばこ又は喫煙器具を販売していないこと	口販売していない

[記載上の注意]

- 1 令和6年5月31日時点で調剤基本料1の届出を行っている保険薬局であって、従前の要件を満たしているとして、地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っているものについては、 令和6年8月31日までの間に限り、「3」のイ、カ、「4」のオ、「13」のア、ウ、オに規定する要件を満たしているものとする。
- 2 令和6年5月31日時点で調剤基本料1以外の届出を行っている保険薬局であって、従前の要件を満たしているとして、地域支援体制加算3の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、「3」のイ、カ、「4」の才及び「13」のア、ウ、オに規定する要件を満たしているものとし、地域支援体制加算4の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、「3」のイ、カ、「4」のオ、「5」のウ、「7」及び「1213」のア、ウ、オに規定する要件を満たしているものとする。
- 3 「1」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの1つに〇をすること。
- 4 「2」については、当該保険薬局における届出に係る地域支援体制加算の区分に該当するも の1つに〇をすること。
- 5 「3」の才の期間については、調剤報酬点数表の区分番号 OOに掲げる調剤基本料における 特定の保険医療機関に係る処方による調剤の割合の判定の取扱いに準じるものであること。
- 6 「3」のオの集中率については、同一グループの保険薬局の勤務者及びその家族の処方箋を 除外した上で計算すること。
- 7 「3」のカについては、調剤報酬点数表の区分番号OOに掲げる調剤基本料の注7に掲げる 後発医薬品調剤体制加算における後発医薬品の規格単位数量の割合の判定の取扱いに準じるも のであること。
- 8 「4」のアについては、自局の開局時間を記載すること。
- 9 「4」のイの他の保険薬局との連携については、地域薬剤師会等の当番・輪番に参加している場合は、その旨を記載すること。
- 10 「4」の才については、地域の行政機関または地域の薬剤師会から公表されていることが確認できる資料を添付すること。
- 11 「5」のウの実績については、情報通信機器を用いた場合は除く。
- 12 「5」のウの「同等の業務」については、在宅患者訪問薬剤管理指導料で規定される患者 1 人当たりの同一月内の訪問回数を超えて行った訪問薬剤管理指導業務を含む。
- 13 「6」のエについては、当該手順書の写しを添付すること。
- 14 「6」のウの「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」について、薬局機能情報 提供制度において、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として都道府県に報告している場合に「あり」とすること。
- 15 「8」の②の「保険薬局勤務経験年数」については、当該保険薬剤師の保険薬局勤務年数を 記載すること。③の「週あたりの勤務時間」については、当該保険薬剤師の1週間あたりの平 均勤務時間を記載すること。④「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてか ら、届出時までの当該保険薬剤師の在籍期間を記載すること。
- 16 「11」については、当該保険薬局における職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること
- 17 「13」のエについては、保険薬局が建造物の一部分を用いて開設されている場合は、当該保険薬局の保有又は借用している部分が禁煙であること。
- 18 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。

様式87の3の6

医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類

医療DX推進体制整備加算の施設基準

(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

1 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の 年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報 を行っている。		
2 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格		
3 オンライン資格確認等システムを通じて患者 取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報 制がある。		
4 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋により調剤する体制を有している。	□導入済み □導入予定(令和 年	月)
5 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の	□電子薬歴システムを導	入している
管理体制 	電子薬歴システムの(製品名)
6 国等が提供する電子カルテ情報共有サービ 情報等を活用する体制を有している。	スにより取得される診療	
7 来局患者のマイナ保険証の利用率	利用率(小数点1桁まで)% 記載
8 次に掲げる全ての事項について、保険 医療機 示し、ウェブサイトに掲載している。	関薬局の見やすい場所に掲	
・オンライン資格確認システムを通じて患者の得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報と。 ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進質の高い医療を提供できるよう取り組んでい・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを係る取組を実施していること。	を閲覧し、活用しているこする等、医療DXを通じてること。	

[記載上の注意]

- 1 「4」については、令和7年3月31日までの間に限り該当するものとみなす。
- 2 「6」については、令和7年9月30日までの間に限り該当するものとみなし、それ までの間に届出を行う場合は記載不要。
- 3 「7」については、令和6年10月1日から適用する。利用率の記載については、令和6年9月末までは記載不要。
- 4 「8」については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて (令和6年3月5日保医発0305第7号)

別添 届出基準

- 11 訪問看護ベースアップ評価料
 - (2) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)
 - エ ウについて、算定を行う月、その際に用いる「対象職員の給与総額」及び「訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み」の対象となる期間、算出した【A】に基づき届け出た区分に従って算定を開始する月は別表3のとおりとする。

「対象職員の給与総額」は、別表3の対象となる12か月の期間の1月あたりの平均の数値を用いること。

「訪問看護ベースアップ評価料 (I) により算定される金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料 (II) の算定回数の見込み」は、訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を用いて計算し、別表 3 の対象となる 3 か月の期間の 1 月あたりの平均の数値を用いること。

また、別表3のとおり、毎年3、6、9、12月に上記の算定式により新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に地方厚生 (支) 局長に届出を行った上で、翌月(毎年4、7、10、1月)から変更後の区分に基づく金額を算定すること。なお、区分の変更に係る届出においては、「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」によって対象職員の賃金総額を算出すること。

ただし、前回届け出た時点と比較して、別表 3 の対象となる 12 か月の「対象職員の給与総額」並びに別表 7 の対象となる 3 か月の「訪問看護ベースアップ評価料(I)により算定される金額の見込み」、「訪問看護ベースアップ評価料(II)の算定回数の見込み」及び【A】のいずれの変化も 1 割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとすること。

新規届出時(区分変更により新たな区分を届け出る場合を除く。以下この項において同じ。)は、直近の別表3の「算出を行う月」における対象となる期間の数値を用いること。ただし、令和6年6月3日までに届出を行った場合は、令和6年6月に区分の変更を行わないものとすること。

別紙様式 9 訪問看護管理療養費に係る届出書(届出・変更・取消し)

受理番号

(訪看40、41)

号

連絡先 担当者氏名: () 電話番号: ()

受付年力	月日	年	月	日		決定年月	日		年	月	日
(届上	出事項)					養費 1 理療養費 2				養管理 療	茶養費
指定訪問の所在は	とおり届け 年 問看護事業 地及び名称 厚生(支)	者	日				代記	長者の氏	名		
	内容 問看護ステ 及び名称	ーショ	ンの				管理	ステーション:			
1. 同	から3まて一建物居住	での記入 生者の害	は不要 削合	o o		養費2(新					
1. 同直近	から3まて 一建物居(1年間(<u></u>	での記入 生者の害	は不要 引合 _月) <i>σ</i>)同一建	建物居(住者が占める				場合は <u></u> 年) <u>※</u>	③再掲
1. 同值近	から3まで 一建物居(1年間(<u></u> 直近1	での記入 主者の書 _月~_ 年間にま	は不要 <u> </u> 月) <u>の</u>)同一建 実利月	建物居住用者数	住者が占める	る割合	(<u>%</u> / <u>'</u>	年)※	<u>③再掲</u> 人
1. 同直近	から3まで 一建物居(1年間(<u></u>) 直近1 ② 直近1	での記入 生者の書 _月~_ 年間にま 年間にま	は不要 <u> </u> 月) <i>Œ</i> らける、 おける、) 同一 実利 同一 同一	建物居付用者数 建物居	住者が占めるの合計	<u>る割合</u> する実	(<u></u> 〔 〔 〔 〔 〕	<u>%</u> / <u>'</u>	年)※	
1. 同值近值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值值	か <u>1</u> 1	で、主	は 別 月 け け る は に は の の の の の の の の の の の の	の同実同建はた指、Ⅲに別に表して、別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の	物者物住間者を設又答 第 名 看の受りにで 7・	住者が占める の合計 住者に該当	る す / 費上年者看訪 該	(%/ 数の合 神科 も る(Ⅲ) 者数	年)※ 計 計 ま い の 第	3 再 者 人 人 多 本 り 沢 り し た り た り た り り た り た り り り り り り り り

2	直近1年間における、別表第8に該当する利用者数の合計	人
3	直近1年間における、別表第7及び別表第8に該当する利用者数の合計	人
4	1月当たりの別表第7・別表第8に該当する利用者数 (<u>(</u> ①+②-③ <u>)</u> / 12)	人

備考:健康保険法に基づく指定を受けてから1年に満たない場合は、1か月以上の開設期間のうち、開設期間の利用者数の合計を開設期間の月数で除した値をもって利用者数とすること。

: 別表第7・別表第8に該当する利用者数は、照会に対し速やかに回答できるように、訪問看護ステーションで当該利用者の疾病名又は状態をまとめ、保管すること。

3. GAF尺度による判定が40以下の利用者数

1	<u>月当</u>	iたりのGAF尺度が 40 以下の利用者数(人/月)※②の再掲_		
	1	直近1年間における、GAF尺度が40以下の利用者数の合計	人	
	2	1月当たりのGAF尺度が 40 以下の利用者数 (①/12)	人	

備考:健康保険法に基づく指定を受けてから1年に満たない場合は、1か月以上の開設期間のうち、開設期間の利用者数の合計を開設期間の月数で除した値をもって利用者数とすること。

: GAF尺度による判定が 40 以下の利用者数は、照会に対し速やかに回答できるように、訪問看護ステーションで当該利用者の各月のGAF尺度記録等し、保険すること。

備考:訪問看護管理療養費1又は2のいずれにおいても、1から3まで記入すること。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (令和6年3月27日保医発0327第5号)

別添2

「厚生労働大臣が定める病院の診療報酬請求書等の記載要領について」 (平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330007 号)

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(医科)

項番	区分	診療行為名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙セの記載	令和6 年6月1 日適用
168	C 002 C 002-2	在宅時医 学総合管 理料 施設入居	「診療報酬の算定方法の 一部改正に伴う実施上の 留意事項について」別添1 第2章第2部 C002 在宅時	820100625	該当する状態 (包括的支援加算) :1-1 要介護 2		
		時等医学 総合管理 料の包括 的支援加	医学総合管理料及び C002-2 施設入居時等医学 総合管理料の(22)(23)に 規定するもののうち、該当	820100626	該当する状態(包括的支援加算) : 1 - <mark>2</mark> 1 要介護 3		
		算	するものを選択して記載 すること。なお、 (22) (23) に規定するものについて は、以下のとおりであるこ	820100627	該当する状態(包括的支援加算) : 1 - 3-2 要介護 4		
			と。 [1 要介護 <mark>2-3</mark> 以上の 状態又はこれに準ずる状	820100628	該当する状態(包括的支援加算) : 1-43 要介護5		
			態〕 1-1 要介護 2 1-21 要介護 3 1-32 要介護 4	820100629	該当する状態(包括的支援加算) :1-5-4 障害支援区分2以上		
			1-43 要介護5 1-54 障害支援区 分2以上 〔2 認知症高齢者の日	820100630	該当する状態 (包括的支援加算) : 2-1 ランク 2 b		
			常生活自立度におけるラ ンク Ⅱ b Ⅲ 以上〕 2-1 ランクⅡ b 2- 2 1 ランクⅢ a	820100631	該当する状態(包括的支援加算) : 2 - 2 1 ランク 3 a		
			2 - 3-2 ランクⅢ b 2 - 4-3 ランクⅣ 2 - 5-4 ランクM 3 頻回の訪問看護を受	820100632	該当する状態(包括的支援加算) : 2 - <mark>3-2</mark> ランク3b		

けている状態820100633該当する状態(包括的 3 ランク 44 訪問診療又は訪問看 護において処置を受けて: 2 - 4 3 ランク 4	支援加算)
護において処置を受けて	
いる状態	
5 介護保険法第8条第 820100634 該当する状態(包括的	支援加算)
11 項に規定する特定施設	
等看護職員が配置された	
施設に入居し、医師の指示	
を受けた看護職員による 820100635 該当する状態(包括的	支援加算)
処置を受けている状態 :3 頻回の訪問看護さ	
6 麻薬投薬を受けてい る状態	
る状態	
[-6-7 その他関係機関 820100636 該当する状態(包括的	支援加質)
との調整等のために訪問	
診療を行う医師による特 いて処置を受けている	
別な医学管理を必要とす	
る状態〕 820100637 該当する状態(包括的	支援加算)
6-7-1 脳性麻痺等、 :5 施設に入居し、₹	
小児慢性特定疾病、障害児 よる処置を受けている	
に該当する15歳未満の	VVIEW
患者 820101318 該当する状態(包括的	支援加算) ※
6-7-2 出生時体重 320101316 1:6 麻薬投薬を受けて	
が 1,500g 未満であった 1	
歳未満の患者	
<u>6-</u> 7 − 3 「超重症児 200100000 また火ナスルギ (気払め	士 拯 加 答 \
(者)・準超重症児(者) 820100638 該当する状態(包括的	
の判定基準」による判定ス	
コアが 10 以上である患者 性特定疾病、障害児に	※ 当 す る 1
5 歳未満の患者	I. I. J. L. John
行う医師又は当該医師の 820100639 該当する状態(包括的	
指示を受けた看護職員の : 6-7-2 出生時体	
指導管理に基づき、家族等 00g未満であった1	1 歳未満の
患者の看護に当たる者が 患者	
注射又は喀痰吸引、経管栄 820100640 該当する状態(包括的	支援加算)
養等の処置を行っている : 6 7-3 「超重症	児 (者)・
進超重症児(者)の判別	定基準」に
よる判定スコアが 1 ()以上であ
る患者	
820100641 該当する状態(包括的	支援加算)
: 6-7-4 家族等患者	者の看護に
当たる者が注射又は喀	痰吸引、経
管栄養等の処置を行っ	っている患
者	

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)

						紙レ	
項番	区分	診療行為 名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	せのみ記載	令和6 年6月1 日適用
68	D012	舌圧検査	舌圧検査に当たって、該当する患者の状態を選択して記載すること。	820100318	口腔機能の低下が疑われる場合		
			Co	820100319	PAPを装着する場合または予定している場合		
				820100320	広範囲顎骨支持型装置埋入手術の対象と なる場合		
				820100321	口蓋補綴、顎補綴を装着する場合		
				820101317	口腔機能の発達不全が疑われる場合		*
166	N	歯科矯正	歯科矯正相談料を <mark>前回</mark> 算定した 年月日を <mark>診断料相談料</mark> の名称に 併せて記載すること。	850190275	歯科矯正相談料1前回算定年月日;(元号) yy"年"mm"月"dd"日"		
		31 C (1033) 3 C C	850190276	歯科矯正相談料2 <mark>前回</mark> 算定年月日;(元号) yy″年″mm″月″dd″日″			

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (調剤)

項番	区分	調剤行為名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙レ セの み記 載	令和6 年6月1 日 適用
10	14 Ø 4	調剤後薬剤管理指導料1	当該患者に糖尿病用剤を処方し ている保険医療機関の名称及び 当該保険医療機関に情報提供を	850190255	情報提供を行った年月日(調剤後薬剤管理 指導加算料1);(元号)yy"年"mm "月"dd"日"	#X	*
			行った年月日を記載すること。	830100911	糖尿病用剤を処方した保険医療機関名(調剤後薬剤管理指導加算料1);*****		*
11	14 Ø 4	調剤後薬剤管理指導料2	当該患者に循環器用薬等を処方 している保険医療機関の名称及 び当該保険医療機関に情報提供	850190256	情報提供を行った年月日(調剤後薬剤管理 指導 <mark>加算料</mark> 2);(元号)yy"年"mm "月"dd"日"		*
			を行った年月日を記載すること。	830100912	循環器用薬等を処方した保険医療機関名 (調剤後薬剤管理指導 <mark>加算料</mark> 2);*******		*

別表Ⅱ 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(薬価基準)

刀14又1)「摘要」欄への記載事項等一		1	
R6	医薬品名	効能·効	記載事項	レセプト電算処理	左記コードによるレセプト表示文言	令和6年
項番	称	果		システム用コード		6月1日
						適用
151	メナクト		本製剤は エクリズマブ (遺伝子組	850600090	エクリズマブ(遺伝子組換え)投与を行った	
151		_	本駅削よ、エクリスマブ(遺伝子組換 換え)、ラブリズマブ(遺伝子組換	oououuuyu	年月日(メナクトラ筋注): (元号) w"年	_
	ラ筋注					
			え)、スチムリマブ(遺伝子組換		<u>"mm"月"dd"目"</u>	
			え)、ペグセタコプラン又はジル	05000001	ニ 5 11 ヴェデ /中/ フがが き) 45 トングニミマ	
			コプランナトリウム投与患者に使	850600091	エクリズマブ (遺伝子組換え) 投与を行う予	_
			用した場合に限り算定できるもの		定の年月日(メナクトラ筋注);(元号)yy "	
			であるので、これらの製剤のうちい		年"mm"月"dd"日"	
			ずれかの投与を行った又は行う予			
			定の年月日を記載すること(同一の	850600092	ラブリズマブ(遺伝子組換え)投与を行った	_
			診療報酬明細書においてこれらの		年月日(メナクトラ筋注); (元号) yy"年	
			製剤のうちいずれかの投与が確認		<u>"mm"月"dd"目"</u>	
			できる場合を除く。)。			
				850600093	ラブリズマブ(遺伝子組換え)投与を行う予	_
					定の年月日(メナクトラ筋注);(元号)yy"	
					年"m"月"dd"目"	
				850600196	スチムリマブ (遺伝子組換え) 投与を行った	※
					年月日(メナクトラ筋注);(元号)yy"年	
					<u>"mm"月"dd"目"</u>	
				850600197	スチムリマブ(遺伝子組換え)投与を行う予	*
				990000191	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	※
					定の年月日(メナクトラ筋注);(元号)yy"	
					年"mm"月"dd"目" 	
				<u>850600198</u>	ペグセタコプラン投与を行った年月日 (メナ	※
				00000130	<u>クトラ筋注);(元号)vy"年"mm"月"dd"目"</u>	7*
					2 F 7 RTM(±2) , OL (2) yy 4 min / j ad j	
				850600199	ペグセタコプラン投与を行う予定の年月日	<u>₩</u>
				300000100	(メナクトラ筋注) ; (元号) w"年"m"月	*
					"dd" "	
					uu H	
				<u>850600200</u>	ジルコプランナトリウム投与を行った年月	<u>₩</u>
				0000 00200	日 (メナクトラ筋注); (元号) yy"年"mm"	^
					月"dd"目"	
					/ j uu -	
				<u>850600201</u>	ジルコプランナトリウム投与を行う予定の	<u>*</u>
				0.0000201	年月日(メナクトラ筋注); (元号) w"年	^
					「中月日(メソクトラ肋社); (元元) yy 年 「mm"月"dd"日"	
					THE 71 CO. T.	
<u></u>						

別表IV 診療行為名称等の略号一覧(医科)

77 1-12	別表IV 診療行為名称等の略号一覧(医科)							
項 番	区分	診療行為名称等	略語	対応する記 載欄				
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は、専門病院		「入院」欄				
72	A104 Ø 1	入院基本料 <mark>又は、特定一般病棟入院料</mark> を算定する病棟に入院している患者について、	療1例●	「特定入院				
	A105	療養病棟入院料1(療養病棟入院料1の入院料1~30)の例により算定する入院料を	(※●は1から30の算定す	料・その他」				
	A317	算定した場合	る数字を記載)	の項				
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入						
7 3	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料B)	療1例B	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	<u> 一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入</u>						
74	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料C)	療1例C	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。) 又は専門病院入						
75	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料D)	療1例D	一入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入						
76	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料日)	療1例E	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入						
77	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料子)	療1例F	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入						
78	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料G)	療1例G	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る。)又は専門病院入						
79	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料刊)	索1例H	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
	A100	一般病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料 (一般病棟に限る。) 又は専門病院入						
80	A104 Ø 1	院基本料を算定する病棟に入院している患者について、療養病棟入院料1(入院料1)	療1例1	「入院」欄				
	A105	の例により算定する入院料を算定した場合						
		障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分2に相当する脳卒中						
400	A 200C	又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	O Att. 1 Artony	[1 17 + 18 H				
439	A306	特殊疾患入院医療管理科(重度の意識障害で医療区分2に相当する脳卒中又は脳卒中	2特入管脳	「入院」欄				
		後遺症の患者)を算定した場合						
		障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料届出病棟で医療区分1に相当する脳卒中						
440	A306	又は脳卒中後遺症の患者)を算定した場合	1 44-1 6200	「175,48				
440		特殊疾患入院医療管理料(重度の意識障害で医療区分1に相当する脳卒中又は脳卒中	1 特入管脳	「入院」欄				
		後遺症の患者)を算定した場合						
			虚1 □	「入院」欄				
E 477	-A317	特定一般病棟入院料を算定している患者について、療養病棟入院料1(入院料1~30)	<u>- ※●は1から30の算定す</u>	「特定入院				
547		の例により算定する入院料を算定した場合		料・その他」				
			る数字を記載)	の項				

別表IV 診療行為名称等の略号一覧(歯科)

項番	区分	診療行為名称等	略語	対応する記載欄
117	D002-6	口腔細菌定量検査2を算定した場合	口菌検2	X線・検査「菌検」 欄 X線・検査 「その他」欄

特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (令和6年3月5日保医発0305第8号)

- 133 血管内手術用カテーテル
 - (6) 血栓除去用カテーテル
 - ア <u>経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び</u>脳血栓除去用は、1回の手術に対し、3 本を限度として算定する。
 - イ <u>経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び</u>脳血栓除去用は、当該材料を用いた手技 に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。
 - ウ <u>経皮的血栓除去用・破砕吸引型及び</u>脳血栓除去用を使用するに当たっては、 関係学会の定める実施基準に準じること。
 - エ <u>脳血栓除去用・</u>破砕吸引型については、ワイヤーを使用せず、カテーテルの みを使用して脳血栓の除去を行った場合は、<u>脳血栓除去用・</u>破砕吸引型は算定 できず、直接吸引型として算定する。
 - <u>オ</u> 経皮的血栓除去用・破砕吸引型については、ワイヤーを使用せず、カテーテルのみを使用して血栓の除去を行った場合は、経皮的血栓除去用・破砕吸引型は算定できず、経皮的血栓除去用・標準型として算定する。